

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る支弁区分の決定に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る支弁区分の決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る支弁区分の決定に関する事務
②事務の概要	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的な負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について援助し、特別支援教育の普及奨励を図るものである。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ・経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
③システムの名称	就学奨励費ソフトウェア、エクセル、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学奨励費の支弁区分決定に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表38の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項→茨城県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 [照会側] ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県教育庁総務企画部財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番地6 茨城県教育庁総務企画部財務課 029-301-5169
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番地6 茨城県教育庁総務企画部財務課 029-301-5169

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー登録におけるデータ作成時、マイナンバー紙提出者のマイナンバー入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等

9. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]	[<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査]
-------	-----------------------------------	--	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事業対応マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。また、特定個人情報が記録された書類等を取得・使用・廃棄する場合にはそれぞれの記録を保存する運用とし、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月12日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月12日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月11日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月11日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月9日	I 関連情報項目3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用
令和4年11月9日	I 関連情報項目4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【提供側】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26及び87の項	【提供側】 ・番号法第19条第8号、別表第二の26及び87の項	事後	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用
令和4年11月9日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年11月9日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号、別表第二の26及び87の項 【照会側】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 ・番号法第19条第8号、別表第二の37の項 【照会側】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	【提供側】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 【照会側】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	主務省令制定
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	住基ネット照会を行つ際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事業対応マニュアル	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正